

議案第 7 1 号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 1 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例  
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和 4 5 年杉並区条例第 2 5 号）  
の一部を次のように改正する。

別表 2 杉並区立高円寺北児童館の項、杉並区立堀ノ内南児童館の項、杉並区立浜  
田山児童館の項及び杉並区立東原児童館の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 杉並区行政財産使用料条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 4 4 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第 2（1 2）杉並区立堀ノ内南児童館の項及び杉並区立東原児童館の項を  
削る。

（提案理由）

高円寺北児童館等を廃止する等の必要がある。